

# 23年度市民税・都民税 納税通知書（普通徴収分） を送付します

23年度の市民税・都民税の納税通知書を6月9日（木）に発送します。

今回送付する納税通知書は、市民税・都民税を個人で納付（普通徴収）する方が対象となります。

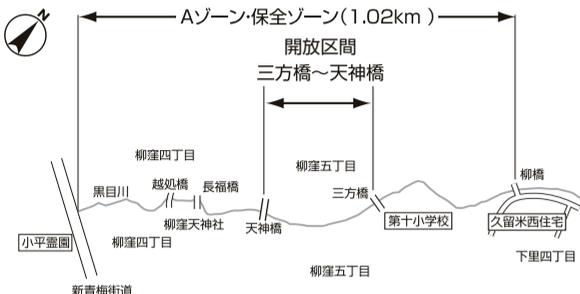
【対象となる方】①22年分所得税の確定申告書、または23年度市民税・都民税の申告書を提出した方②22年分の給与収入や公的年金などの支払報告書が勤務先などから市役所へ提出され、市民税・都民税を個人で納付する方

【対象とならない方】①申告書を提出した場合でも、市民税・都民税の年税額をすべて給与から天引き（特別徴収）される方②税法上、市民税・都民税が課税されない方（非課税者）

## 黒目川上流域 （三方橋～天神橋）の 遊歩道を開放します

市では、黒目川上流域を公共下水道雨水整備に合わせ、親水機能を付加した良好な水辺環境となるような整備を進めています。これまで柳橋、三方橋、天神橋、長福橋が完成し、多くの方に水辺に親しんでいただいています。

今回新たに、三方橋～天神橋の区間（下図参照）を6月1日（水）から散策路として



開放します。水と緑にふれあう道へ、ぜひお立ち寄りください。詳しくは施設管理課下水道施設係 ☎470・7759へ。

【市民税・都民税の徴収を会社から給与天引き（特別徴収）で行っている方で、納税通知書が届いた方】給与から天引き（特別徴収）をしている会社以外の方の収入について計算をした市民税・都民税を納税通知書で納めていただく方（普通徴収）

【注意】23年度の課税・非課税証明書は、6月9日（木）から発行します。また、6月8日（水）は年度切り替え処理のため、自動発行機での課税・非課税証明書および納税証明書は発行できません。ご了承ください

●22年度の税制改正により、65歳未満で公的年金などの所得と給与所得がある方で、給与所得の市民税・都民税について給与から天引き（特別徴収）

## 緑の基本計画 策定検討委員会委員 （市民委員）を 募集します

【東久留米市緑の基本計画（10年11月策定）の改訂について検討していただく、緑の基本計画策定検討委員会を設置します。

この検討委員会は、市環境審議会委員、市市民環境会議委員、市庁内環境委員会の委員と市民委員の計12人で構成し、今回、次の通り市民委員を募集します。

【応募資格】20歳以上で市内在住・在勤・在学の方  
【任期・開催回数】任期は7月1日（予定）から市長への

検討結果報告まで（おおむね1年2カ月）。委員会は平日の昼間に、月1回程度の開催を予定  
【募集人数】3人  
【応募方法】6月15日（水）までに（必着書式自由）①「緑の基本計画策定検討委員会市民委員希望」②最も関心がある環境課題3項目③応募の動機④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

【環境政策課メールアドレス】  
kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp

## ご利用ください 受験生チャレンジ支援貸付事業

【事業の内容】現在、中学3年生・高校3年生および20歳未満の浪人生などが、高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と、学習塾などの費用を貸し付けます。

【利用できる方】次の①～⑥のすべてを満たす方。①引き続き1年以上都内に居住している②20歳以上の世帯主（生計中心者）③課税所得が60万円以下、または総収入が260万円以下（一人扶養の場合、一人増すごとに60万円加算）④預貯金などの保有資産が600万円以下⑤土地・家屋を所有していない（現在住んでいる土地家屋は除く）⑥生活保護受給世帯でない

## 「東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会の市民委員」を募集します

市では、安全で安心なまちづくりに関する施策の実施に必要な事項を協議するため、必要事項を協議するため、

【協議会の役割】防犯に関する情報の共有を図り、犯罪のない安全なまちづくりを推進するために必要な具体的事項を協議する

【対象】市内在住・在勤で、任期中の会議に出席できる方  
【任期】委嘱した日から2年間  
【募集人数】3人以内  
詳しくは同課防災防犯係 申し込みは、6月17日（金）（内線2223）へ。

【防災防犯課メールアドレス】  
bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp

## 家具転倒防止器具の 支給・取り付け支援を 無償で行います

市では、震災時において家具などの転倒による被害を減らすため、希望する世帯に家具転倒防止器具を無償で支給します。

【対象】市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている世帯  
【家具転倒防止器具の取り付け支援】高齢者・障害者などで、自力での取り付けが困難な世帯には、器具の取り付け支援を行います。

【対象】市内に住所があり、

## 家具転倒防止器具の 支給・取り付け支援を 無償で行います

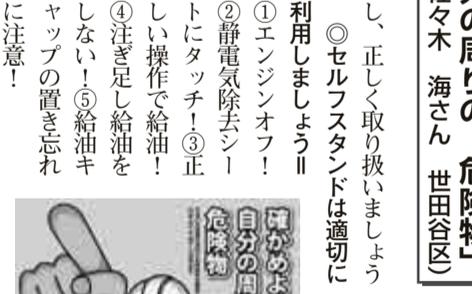
自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難で、かつ次のいずれかの要件を満たす世帯  
①65歳以上の方のみの世帯  
②要介護3以上の認定を受けている方がいる世帯（介護保険被保険者証、認定結果通知書の提示が必要）③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯（各手帳の提示が必要）④難病医療費助成を受けている方がいる世帯  
⑤都の医療証の提示が必要  
詳しくは同課（内線2223）へ。

【申し込み方法】申請書に必要な事項を記入の上、同課へ直接持参または、〒20318555、市役所防災防犯課まで郵送してください  
【申請受付期間】土曜・日曜を除く6月9日（木）～24日（金）の午前9時～午後5時  
※募集枠（1125世帯を予定）を超えた場合は抽選  
【注意】支給・取り付けは、いずれも一世帯1回限り▽電話での申し込みや予約はできません  
詳しくは同課（内線2223）へ。

## 6月5日（日）～11日（土）は危険物安全週間

23年度 東京消防庁危険物安全標語  
「確かめよう 自分の周りの危険物」  
（作者）佐々木 海さん 世田谷区

身近な危険物の性質を理解し、正しく取り扱おう  
解して、安全に取り扱おう  
ようい家庭内でもアルコール利用しよう  
除菌スプレーや接着剤、アロマオイルなどさまざまな危険物にタッチ！  
正しい操作で給油！  
④注ぎ足し給油をしない！  
⑤給油キヤップの置き忘れに注意！



## 「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の説明会を開催します

市では、多様な担い手が協働して地域の課題解決を図るプロセスを試行する東京都新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」について、NPOやボランティア団体など、民間の非営利組織の皆さんを対象にした説明会を開催します。都生活文化局職員が説明します。同モデル事業に参加希望の団体は、出席してください。  
【日時】6月9日（木）午後6時半から  
【会場】市役所7階703会議室  
詳しくは生活文化課市民協働係 ☎470・7738へ。

